

平成21年4月4日 【地域支援政策情報第1号】

## 障害者自立支援法等改正法律案要綱にみる

### 相談支援事業の展開

#### ●相談支援事業の体系

基本相談支援

地域移行支援

相談支援

地域相談支援

地域定着支援

サービス利用支援

計画相談支援

継続サービス利用支援

基本相談支援

一般相談支援事業

地域相談支援

基本相談支援

特定相談支援事業

計画相談支援

## ●サービスの利用計画作成のための相談支援の定義

★特定相談支援事業とは、計画相談支援（サービス利用支援及び継続サービス利用支援）及び通常の相談支援（地域の障害者等の福祉に関する各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行うことをいう）のいずれも行う事業をいう。（第5条第17項）

★サービス利用支援とは、障害者の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定等が行われた後に、当該支給決定等の内容を反映したサービス等利用計画の作成等を行うことをいう。（第5条第21項）

★継続サービス支援とは、サービス等利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直しを行い、サービス等利用計画の変更等を行うことをいう。（第5条第22項）

## ●地域移行及び地域定着のための相談支援の定義

★一般相談支援事業とは、地域相談支援（地域移行支援及び地域定着支援）及び通常の相談支援を行う事業をいう。（第5条第17項）

★地域移行支援とは、障害者支援施設等の施設に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の便宜を供与することをいう。（第5条第19項）

★地域定着支援とは、居宅において単身等の状況において生活する障害者につき、当該障害者との常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態において相談その他の便宜を供与することをいう。（第5条第20項）

## ●地域相談支援給付費等の支給等

★地域相談支援給付費又は特例地域相談支援給付費の支給を受けようとする障害者は、市町村の地域相談支援給付決定を受けなければならない。（第51条の5から第51条の12）

★市町村は、地域相談支援給付決定を受けた障害者が、都道府県知事が指定する指定一般相談支援事業者から指定地域相談支援を受けたときは、地域相談支援給付費を支給する。

（第51条の14）

★指定一般相談支援事業者の指定は、申請により、一般相談支援事業を行う事業所ごとに都道府県知事が行う。（第51条の19）

注）自立支援協議会については、「中央政策情報第18号」の2頁を参照のこと。障害児相談支援事業については、「中央政策情報19号」の3頁を参照のこと。